

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年2月12日

京都市長 桜本 賴兼

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

ア 京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋配達、在庫調査業務

イ 京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋保管等基本業務

2件一括

(2) 委託業務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書を提出の日（以下「申請日」という。）において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の前日までに平成19年12月3日付け京都市告示第307号（以下「告示」という。）に定める資格の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者のいずれかであって、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日（(1)にあっては、提出の日から競争入札参加資格の確認の日までの間）において下記(1)から(4)に掲げる条件（以下(1)から(4)

のすべての条件を「特定競争入札参加資格」という。) を満たす者

- (1) 一般競争入札参加確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。
- (2) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
- (3) 京都市役所本庁舎（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）を中心とした半径50km圏内に、指定袋を保管し得る倉庫を用意すること。倉庫は2箇所までとし、指定袋の保管のため使用可能な最大収納面積が合計2,500m²以上であること。
- (4) 貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者若しくは同法による貨物軽自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業者であること。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

- (1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法
公告の日から、平成20年2月26日(火)午後5時まで、次の場所において無償で交付する。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。
なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3315

(2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、平成20年2月26日（火）午後5時までに、持参により京都市理財局財務部調度課まで、提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

イ 市長は、アにより質問を受けたときは、平成20年3月10日（月）までに、質問に対する回答書を、京都市理財局財務部調度課において閲覧できるようにする。

4 競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件に係る証明書等を提出し、審査を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(3)及び(4)に掲げる資格を有することを証明する書類

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から平成20年2月26日(火)午後5時まで。ただし、休日を除く。

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 提出場所

3(1)の場所へ提出すること。

(3) 競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成20年3月10日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、平成20年3月10日(月)の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、平成20年3月10日(月)現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができるものとする。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者にする理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

書面は平成20年3月14日(金)午後5時までに、3(1)の場所へ持参により提出し

なければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成20年3月19日（水）までに、説明を求めた者に対し書面で回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までに、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札執行の日時及び場所

平成20年3月24日（月） 午後2時

京都市理財局財務部調度課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成20年3月21日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に必着させること。

一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の前日までに告示に定める資格の審査を行っていた登録業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者が開札の時までに告示に定める資格を有している

と認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

6 入札方法

- (1) 落札決定は、1(1)ア及び1(1)イの2件の予定金額の合計額の比較によって行う。
- (2) 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、1(1)アについて7(4)の表の第1欄に掲げる各配送及び在庫調査業務（以下「単価契約業務」という。）に係るそれぞれの契約希望単価の105分の100に相当する金額（1円未満の端数は小数点以下第二位までとすること。）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額を合計した金額及び1(1)イについて見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の合計額を記載すること。

7 契約方法

- (1) 契約は、1(1)アは単価契約、1(1)イは総価契約とし、それぞれについて行う。
- (2) 1(1)アの契約単価は、単価契約業務ごとに定める。
- (3) 1(1)アの契約単価及び1(1)イの契約金額の算定に当たっては、落札者の入札書に記載された金額（以下「総価」という。）のうち66.60%を1(1)アに、33.40%を1(1)イに按分する。この場合において、按分した額がそれぞれの予定価格の制限の範囲を超えるときは、この比率を変更することがある。
- (4) 1(1)アの単価契約業務のそれぞれの契約単価は、総価の66.60%に相当する額を次の表の第1欄に掲げる業務ごとに、それぞれ同表の第2欄の割

合で分割し、さらにそれぞれ同表の第3欄の予定数量で割戻して得られた金額（0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

第1欄	第2欄	第3欄
配送業務(家庭ごみ用45ℓ袋、家庭ごみ用30ℓ袋、家庭ごみ用20ℓ袋)	33.59%	98,400箱
配送業務(家庭ごみ用10ℓ袋、及び資源ごみ用45ℓ袋)	17.73%	53,200箱
配送業務(家庭ごみ用5ℓ袋、資源ごみ用30ℓ袋及び資源ごみ用20ℓ袋)	30.43%	93,600箱
在庫調査業務	18.25%	15,600件

(5) 1(1)イの契約金額は、総価の33.40%に相当する額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

8 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必

要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

9 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札の無効

(1) 京都市契約事務規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第13号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それについて競争入札参加停止を行う。

11 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金　　免除

(4) 契約書作成の要否　　要

契約書は、京都市標準契約書を使用する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

- (6) 本公告に関する問合せ先 3(1)の交付場所に同じ。

12 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を京都市に請求することはできない。

13 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
- ア Delivery and Stock management duties of a paid-for bag for household garbage disposal which is designated by Kyoto Municipal Government. (Storage duty is not on this bid.) You are supposed to make a stock management of abovementioned garbage bag at retail stores and deliver garbage bags to a retail store when stock at each retail store decreases.
- イ Storage and Stock management duties of a paid-for bag for household garbage disposal which is designated by Kyoto Municipal Government at your own warehouse.
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant Document for the qualification: 5:00p.m 26 February, 2008
- (3) Time-limit of tenders:
2:00p.m 24 March, 2008
- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance Bureau, City of Kyoto
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3315

(理財局財務部調度課)